

平成30年度第4回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成30年10月17日（水）午後2時30分～午後5時25分
開催場所	本庁 東庁舎4-2会議室
出席者	市長、副市長、総務部長、危機管理部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長（代：健康福祉部次長）、産業観光部長、都市整備部長、教育委員会事務局事務部長、上下水道部長
審議事項	<p>(1) 二見浦海水浴場の2019年度休止、施設の集約及び今後の活用について ＜産業観光部＞</p> <p>(2) 伊勢市水道事業ビジョンについて ＜上下水道部＞</p> <p>(3) 公共下水道第5期事業計画について ＜上下水道部＞</p> <p>(4) 自治会コミュニティ放送設備補助事業の継続について ＜環境生活部＞</p> <p>(5) 行財政改革プランについて ＜情報戦略局＞</p>

1 二見浦海水浴場の2019年度休止、施設の集約及び今後の活用について

＜産業観光部＞

概 要

二見浦海水浴場に隣接する場所において、三重県が宇治山田港海岸二見地区侵食対策事業を2019年度から計画していることに伴い、住民及び観光客の安全を最優先して、2019年度の海水浴場を休止とすること等について、審議を行った。

主な内容については、以下のとおりである。

- (1) 2019年度に二見浦海水浴場を休止することについて
海水浴場を開設しながら突堤工事を行うと3年間となり、海水浴場を休止するのであれば1年間となるので、住民及び観光客の安全を最優先して、1年間の工事とするため、海水浴場を休止としたい。
- (2) 二見浦レストハウスを解体及び二見浦ビーチハウスを修繕することについて
休止にあわせて、老朽化した海水浴場の施設2棟（レストハウス、ビーチハウス）の機能集約を図りたい。レストハウスを解体し、ビーチハウスを修繕し、更衣室を備えることとしたい。
- (3) 二見浦海岸と二見浦海水浴場の活用について

二見浦海岸の活用について地元等と話し合い、民間等との協働により、年間を通じた利活用の推進をはかる。

結 論 審議における意見を踏まえ提案された内容のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

・海水浴場の監視、管理について整理されたい。

資 料 付議事項書

2 伊勢市水道事業ビジョンについて <上下水道部>

概要

平成31年度からの将来あるべき理想像と、10年間の具体的な取組を示すものとして策定する伊勢市水道事業ビジョンについて審議を行った。

主な内容については以下のとおりである。

(1) 第7章「投資・財政計画」の内容について

ア 7.1事業計画

年間で約14億の事業額を見込む。また、10年間を通して老朽管更新事業にかかる事業費が最も多い。40年間の投資計画においては、伊勢市独自の更新基準を設定したことで初期投資額は抑えられているが、後半に向けて投資額は増加する見込みとなっている。

イ 7.2財政収支計画基礎データの推移

人口減少に伴い、今後の給水人口や年間配水量、年間有収水量は減少していくと推計。有収率については老朽管の更新を進めることにより計画末で92.7%まで増加させていく計画としている。老朽管延長は増加をしていくが、独自基準で計画的に更新を行い、また、耐震管延長も更新の際に耐震管へ入れ替えをしていくことで増加していく見込み。

ウ 7.3財政収支の見通し

・収益的収支については、給水収益が有収水道の減少に伴い毎年2,000万円から3,000万円減少していく見込み。収益的支出については、減価償却費が老朽管の更新を進めるため増加見込み。収支の結果、利益は計画末では1,600万円程度まで減少する見込みとなる。

・資本的収支の見込みについて、資本的収入は、企業債は建設改良費の35%

程度を見込む。その他負担金等を見込む。資本的支出については、建設改良費を年間14億から15億円、企業債償還金を年間3～4億円見込んでいる。この結果、内部留保資金は、計画末では2億6,500万円まで減少と推計。今後適正な料金水準の改定が課題となる。

(2) 第8章「フォローアップ」の内容について

- ・8.1フォローアップの実施方針
PDCAサイクルにより推進
- ・8.2フォローアップのスケジュール
年1回の進捗管理を行うとともに前期5年で必要に応じた見直しを行う。
- ・8.3戦略的業務指標による進捗監理

※第1章から第6章までは中間案として、7月の上下水道審議会での審議及び8月開催の産業建設委員協議会にて協議を行っているもの

結論 提案された内容のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・いつの時点で水道料金の改定を検討するのか。
⇒5年後に見直しをかけるときに検討を行う。

資料 付議事項書

3 公共下水道第5期事業計画について <上下水道部>

概要

平成37年度までの公共下水道整備予定区域（汚水・雨水）を定める「公共下水道第5期事業計画」の素案について以下のとおり審議を行った。

(1) 流域関連伊勢市公共下水道事業計画（第5期）（汚水）（案）について

- ・下水道事業計画について

下水道事業を進めるには、下水道法第4条第1項により事業計画を決め県知事との協議を行わなければならない、あわせて都市計画法第59条第1項により、知事の許可（都市計画事業認可）を受けなければならない。この事業計画を変更しようとする場合でも、事業計画策定時と同じ手続きが準用される。

- ・現在の事業計画について

平成11年度に事業を開始した「宮川流域関連伊勢市公共下水道事業」は、当事業計画を第1期、1回目の変更を第2期、2回目の変更は第3期事業計画としており、現在進めている事業は第4期事業計画（以下「第4期事業」）である。第4期事業は人口集中地区の整備推進、勢田川の水質改善の推進、普及済み地域に隣接または囲まれた未普及対策を目的に事業期間を平成26年度から開始し平成32年度末までとして実施している。

・次期事業計画の実施時期について

第4期事業は平成24年度に計画立案、平成25年度に法定手続き、平成26年5月末に事業計画を取得した。平成26年度から測量設計に着手し、平成27年度には本格的な工事に着手した。

これらの実態を基に次期事業計画においても、平成32年度には測量設計を開始し、平成33年度から次期事業計画区域の工事着手が可能な体制としたいため、最も適正な事業計画取得の時点平成31年度末と設定した。

このことから、今年度には計画立案作業を終了したい。

・全体計画の見直しについて

全体計画の見直しについては合併後、平成20年度に全体計画を見直し、平成27年度には、都道府県構想（三重県生活排水アクションプログラム）の見直しを行ったところである。現在は、この都道府県構想に基づき上位計画である流域別下水道整備総合計画の変更及び市の全体計画の変更を行っているところである。次期見直しについては、平成31年度以降に行う予定である。

ア 事業計画区域設定の方針（ポイント）と選定箇所（案）

・第1ステップ（早期整備の必要性の確認）

前回計画でも農地等で当分整備の必要がないと判断される区域は対象外としたことから、今回の事業計画においても同様とした。

・第2ステップ（検討区域を評価）

候補として残った検討区域を定量的及び定性的な評価をもとに比較検討を行い、評定点の上位区域をもとに選定した。

・第3ステップ（検討区域を絞り込み）

順位付けにより上位となった分区を、自治会等コミュニティ単位、地形・地物等により候補地面積の更なる絞り込みを行った。

イ 財政収支計画

効率的な汚水処理を進めることを前提として、財政収支計画を策定

(2) 流域関連伊勢市公共下水道事業計画（第5期）（雨水）（案）について

・第4期事業実施状況

流域関連伊勢市公共下水道第4期計画期間内において、浸水対策事業としてこれまでに整備したポンプ場のうち、老朽化が進んでいるポンプの長寿命化対策事業を吹上ポンプ場・明神ポンプ場・茶屋ポンプ場・桜橋第1ポンプ場の4

箇所について、主に機械電気設備の改築更新を進めている。

・第5期事業計画

平成29年10月の台風21号の被害を受け、平成30年6月19日に国・県・伊勢市の3者で策定した「勢田川流域等浸水対策実行計画」に基づき、桧尻川の河川整備にあわせた桧尻川流域2排水区の排水路整備、また、黒瀬ポンプ場のポンプ能力の増強に着手していく。

(3) 公共下水道（汚水・雨水）整備にかかる経営戦略（平成29年度～平成38年度）について見直しを行う。

結論 提案された内容のとおり進めることと決定した。

資料 付議事項書

4 自治会コミュニティ放送設備補助事業の継続について <環境生活部>

概要

現在、平成30年度までの時限措置である「自治会コミュニティ放送設備補助事業」に係る今後の方針について審議を行った。

主な内容については、以下のとおりである。

(1) 補助制度の継続について

世帯が急増している小俣町自治会連絡協議会から継続実施の要望書が提出されていること、また、コミュニティの醸成、活性化には、正確で迅速な情報伝達が不可欠であるため、次のとおり補助率を変更し事業を継続したい。

	H25～27年度	H28～30年度	H31～35年度	H36年度以降
新規整備	整備費の3分の2	整備費の2分の1	整備費の2分の1	SNS等の情報伝達に移行 ※H31～35年度の間に代替手段を紹介するなど移行を促進する。
追加整備				

・戸別受信機などの耐用年数は約10年であるが更新は対象外とし、代わりとなる新しい情報伝達方法を考えていただくよう依頼していく。

結論 提案された内容について、審議における主な意見を踏まえて進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・継続期間は33年度までとする。
- ・伝達方法については手法の周知だけでなく、具体的な方法等、木目細かなフォロー体制も検討していくこと。

5 行財政改革プランについて

<情報戦略局>

概要

行財政改革プランに基づく取組の設定の考え方、進捗管理の方法について、以下の内容について審議を行った。

(1) 行財政改革プランに基づく取組等の設定について

事務事業のたな卸しにより、全ての事務事業に「統合」から「歳入確保」までの10の取組方針を設定し、行財政改革の対象とした。これらの中には、現時点において分析・調整等が必要なことから保留とするもの、また、日常的な業務改善として進めていけばよいものが含まれているため、行財政改革プランに基づく取組、取組を保留とするもの、日常的な業務改善及びその他に整理した。

(2) 進捗管理の方法について

ア 行財政改革プランに基づく取組

- ・行財政改革プランに基づく取組を対象に、進捗管理シートにより進捗管理を行う。
- ・取組の達成基準については、事務事業のあり方の見直しや、手法の変更により、取組の基本方針に基づき取組を実施することができたかどうかを達成基準とする。
- ・取組の効果検証については、取組が完了した時点において、取組により求めた効果を踏まえ、成果指標の現状値（平成29年度末）に対する実績値を分析して、効果の検証を行い、実施結果を記載する。
- ・毎年度末に取組状況を記載し、取組が滞らないように進捗管理を行う。

イ 取組を保留とするもの

- ・毎年度、分析・調整等を行う。

- ・分析、調整等の結果、取組が可能と判断した段階で、行財政改革プランに基づく取組として追加し、進捗管理を行う。
- ウ 日常的な業務改善
- ・費用対効果を踏まえ、各所属において取り組んでいく。
 - ・毎年度、各課における業務改善の実施結果を行革係へ報告する。
- エ その他
- ・進捗管理の対象外とする。

結論 提案された内容のとおり進めることと決定した。

資料 付議事項書